



平成29年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社 日 新
代表者名 代表取締役会長 筒井 博
(コード番号 9066 東証一部)
問合せ先 総務・コンプライアンス部長 鴨下 至治
(TEL. 03-3238-6663)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の第108期定時株主総会（以下「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株にするとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を維持することを目的として、株式併合（5株を1株）を実施することといたしました（以下、「本株式併合」）。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	101,363,846 株
併合により減少する株式数	81,091,077 株
併合後の発行済株式総数	20,272,769 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,999 名（100.0%）	101,363,846 株（100.0%）
5 株未満	234 名（5.8%）	257 株（0.0%）
5 株以上	3,765 名（94.2%）	101,363,589 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 234 名（所有株式数の合計 257 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	2 億株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付け）	40 百万株

（6）併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

- ①取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、各監査等委員の同意を得ております。
- ②当社は、本株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。
- ③当社は、本株主総会において株式併合に係る議案を付議する予定です。かかる株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を 2 億株から 40 百万株に変更するものであります。
- ④なお、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40</u> 百万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、 <u>100</u> 株とする。
(取締役との責任限定契約) 第29条 (新設) 当社は、会社法第427条第1項 の規定により、取締役(業務執行 取締役等であるものを除く。)との 間で、会社法第423条第1項の責 任につき、善意でかつ重大な過失 がない場合は、法令の定める限度 まで責任を限定する旨の契約を締 結することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項</u> <u>の規定により、取締役会の決議に</u> <u>よって取締役(取締役であった者</u> <u>を含む)の会社法第423条第1項</u> <u>の賠償責任を法令の限度において</u> <u>免除することができる。</u> <u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項 の規定により、取締役(業務執行 取締役等であるものを除く。)との 間で、会社法第423条第1項の責 任につき、善意でかつ重大な過失 がない場合は、法令の定める限度 まで責任を限定する旨の契約を締 結することができる。
附則 (新設)	附則 <u>2</u> <u>第5条および第7条の変更の効力</u> <u>発生日は、平成29年10月1日と</u> <u>する。なお、本附則は効力発生日</u> <u>経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案並びに定款一部変更の議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- ・平成29年5月9日 取締役会決議日
- ・平成29年6月23日 (予定) 定時株主総会決議日
- ・平成29年9月26日 (予定) 1,000株単位での売買最終日
- ・平成29年9月27日 (予定) 100株単位での売買開始日
- ・平成29年10月1日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日
- ・平成29年12月上旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上